
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見

概要

1. 本資料は、第 21 回作業部会及び第 304 回親委員会で聞かれた主な意見を要約している。

第 21 回作業部会で聞かれた主な意見

【「公表にあたって」に関連する意見】

「柔軟な受け入れ」に関する記載について

- (1) 「公表にあたって」第 9 項の「柔軟な受け入れ」に関しては、「我が国において柔軟な対応を確保する観点から重要である。」という「当面の方針」における記載を受けたものと理解しており、金融庁との責任分担の観点から「当面の方針」の表現に合わせてはどうか。また、「当面の方針」では意見発信についても記載されているため、意見発信に関して追加した記載について「当面の方針」において記載されている旨を記載することも考えられる。
- (2) 「公表にあたって」第 9 項における「柔軟な受け入れ」という表現を残すのであれば、コメント対応表において、「柔軟な受け入れ」という表現が不明確という意見に対して、審議の内容を記載すべきと考える。

(1)及び(2)のコメントについて

→審議事項(3)-1 のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について

- (3) コメント対応表の 19) は「企業経営の規律」などの表現がピュアな IFRS を適用する企業が「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を保持していない等の不適切な印象を与えると懸念を示すものであるが、コメント対応表の記載が不十分である。

- (4) コメント対応表の19)の対応案に賛成する。ピュアなIFRSを適用する企業が「企業経営の規律」を保持していないようには読めず、各企業が「企業経営の規律」を保持し、そのうえで自社の経営に照らして実態を適切に表す会計基準を選択するというのは当然であり、対応案の記載で意図が伝わると考える。

(3)及び(4)のコメントについて

→(4)のとおり現在のコメント対応表の記載について賛成する意見も聞かれているため、記載を修正しなかった。

その他

- (5) 「公表にあたって」第11項における「適用可能な会計基準の体系」という表現については趣旨がわかりにくいため、「一組の適用可能な会計基準」といった表現に修正してはどうか。

→審議事項(3)-2の記載を修正した。

- (6) 「公表にあたって」第6項では「採択」という記載を「金融庁において指定」に修正している。一方で、第7項では「採択」という記載が依然として使用されており、整合していないのではないかと。

→第6項の修正は金融庁との役割分担を明確にするものであり、第7項で使用されている「採択」という記載は修正する必要がないと判断した。

- (7) 「公表にあたって」第40項において適用時期について記載する際、IFRSの移行方法として期末から移行する方法や四半期から移行する方法などの様々な方法があることを考慮に入れるべきである。

→審議事項(3)-6において、意見のあった観点も踏まえて審議を行う。

- (8) 「公表にあたって」第19項における今後のエンドースメント手続に関する記載を削除することに賛成する。しかし、その場合には今後のスケジュールの明確化を求めるコメントには対応しないことになるため、コメント対応表において、現時点では今後のエンドースメント手続について明確に回答できないことを十分に説明すべきと考える。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

- (9) コメント対応表のコメント 78) の 4 番目のコメントに対する回答として、「ガイドランスや教育文書の開発は～(中略)～IFRS の任意適用の促進に逆効果をもたらすことが懸念されるという点は、ご指摘のとおりであり」という記載が見られるが、ガイドランスや教育文書の開発を要望する意見に対して消極的と捉えられる可能性があるため、修正すべきである。

→審議事項(3)-1 のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号に関連する意見】

のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について

- (10) 修正会計基準第 1 号第 18 項の案 A は、のれんの耐用年数を定める 5 つの方法を列挙しているが、結論として日本基準や IAS 第 22 号 (1998 年) を参考として上限を 20 年としていることと関連性がないように思われる。

- (11) JMIS の位置付けを国際的な意見発信と考えた場合、「削除又は修正」した理由を結論の背景において明示すべきと考えていることから、修正会計基準第 1 号第 18 項について案 B を支持する。案 A のように方法案を並べるだけでは意見発信する内容が無いと考える。この点、修正会計基準第 2 号における確定給付資産又は負債 (純額) の再測定をリサイクリングする理由に関する記載と平仄を揃えるべきである。

また、第 15 項(3)においてはのれんの耐用年数が見積れるとしていることと案 A は整合しないように感じる。

- (12) 修正会計基準第 1 号 18 項については、案 A を支持する。国際的な状況を踏まえたうえで、IAS 第 22 号 (1998 年) や日本基準で用いられていた 20 年の上限について、実務的に合理的なものと引き受けているという趣旨と理解している。

(10) から (12) のコメントについて

→審議事項(3)-4 のとおり、上限を 20 年とする理由について、現在行われている国際的な議論を踏まえた記載を追加してはどうか。

- (13) コメント対応表のコメント 46) への対応で、「今後、国際的な議論への参画

が必要と考えられる」と記載されているが、現在も国際的な議論へ参画しており、今後さらに積極的に行うという姿勢が伝わるように修文すべきである。

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第2号に関連する意見】

確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について

(案1を支持)

(14) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。リサイクリングの根拠については今後も議論が必要である状況において、公開草案と異なる案2のみを記載した場合には、議論の経緯を知らない人に案2が最終的な結論であると誤解される可能性がある。また、リサイクリングを行うトリガーが国際的に問われている状況において、案2を採用してトリガーについて言及しないことは意見発信にならないと考える。

(15) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。公開草案と異なる根拠を記載すると、日本は根拠を欠いたままリサイクリングを主張していると捉えられる可能性があり、信頼を失うことを懸念する。今後よりよいロジックがあれば、その時点でそのロジックを採用すればよい。案1と案2で決めかねている状況であれば、公開草案どおりにしたほうがよい。

(16) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。意見発信の観点からは根拠を示していくべきであり、リサイクリングを行うトリガーが無いという議論に対して反論していくべきであると考え。また、案1はこれまでもASAFなどの場で主張してきた内容と理解しており、継続的に主張していくことが重要と考える。

(17) 修正会計基準第2号第31項の案1を支持する。のれんの耐用年数を定める方法と確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングとは状況が異なると理解しており、リサイクリングに関しては案1と整合的な意見発信を国際的に行ってきていると認識している。

(案1及び案2を支持)

(18) 案1は関連する資産及び負債の認識の中止時にリサイクリングするという分

かりやすい説明と考えているが、これが理解されないということであれば、案2で説明していくことも考えられる。また、矛盾しない限り、案1と案2を両方記載することも考えられる。なお、案2のみとする場合には、確定給付制度の終了の場合に関する説明を追加する必要があると考える。

修正会計基準第2号第31項の案3については、意見発信の観点から「削除又は修正」したことを説得的にしていく必要があることから支持しない。

(案3を支持)

(19) 修正会計基準第2号第31項の案3を支持する。確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクリングを行う決定的な根拠を示せない現状では、決して完全ではないが、案3が最もリスクが低いと考える。

(20) 修正会計基準第2号第31項の案3を支持する。案3は国際的な状況を踏まえた記載となっている。また、日本基準や国際的にも採用されてきた方法について、実務において合理的であったということ踏まえて採用しているという説明になると考えている。

(その他)

(21) のれんの耐用年数に関する記載と平仄を揃えるべきと考える。確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングについても複数の考え方があるのであれば、それらの考え方を紹介したうえで色々な意見が聞かれているという記載を行うことが考えられる。

(22) 修正会計基準第2号第31項の案3について、米国会計基準における回廊アプローチについて深く議論を行ったように読めるが、実際には当作業部会において深く議論をしていないのではないかと。

(14)から(22)のコメントについて

→審議事項(3)-5において確定給付負債又は資産（純額）の再測定をリサイクリング処理する根拠について議論する。

第304回親委員会で聞かれた主な意見

【「公表にあたって」に関連する意見】

- (23) 「公表にあたって」第9項における「柔軟な受け入れ」という表現が不明確であるという意見に対して対応する必要がある。「公表にあたって」の記載を修正しないのであれば、コメント対応表において説明を補足すべきである。
- (24) 「公表にあたって」第9項における「柔軟な受け入れ」という表現を残すことに賛成する。約30個の論点がある中で「削除又は修正」項目を必要最小限にするために絞ったことを適切に表現している。また、表現が不明確という意見に対しては、説明を補足すべきである。

(23)及び(24)のコメントについて

→審議事項(3)-1のコメント対応表において対応案の記載を修正した。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第1号に関連する意見】

毎年におけるのれんの減損テストの「削除又は修正」について

- (25) 修正国際基準がIFRSを部分的に「削除又は修正」していることから完全な整合性を求めているということであればやむを得ないものの、理論的には、のれんを規則的に償却したうえで減損テストを行う方法と非償却で減損テストを行う方法では、減損の意味が異なる点を指摘しておく。
- (26) 毎年におけるのれんの減損テストに関するコストについて懸念が強くなってきており、のれんを償却するのであれば、減損の兆候があった場合にのみ減損テストを行うことが合理的で作成者にも受け入れられやすいのではないかという意識が必要である。

(25)及び(26)のコメントについて

→他の関連する論点に関する取扱いの整合性と「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」しないこととした。

のれんの耐用年数の上限を20年とする結論の背景の記載について

- (27) 修正会計基準第1号第18項の案Aは様々な方法が列挙されているのみであり、20年を上限とした根拠が示されていない。その点が明瞭に記載されている案Bを支持する。また、大規模のM&Aが増加すると考えられる現状においては、企業結合の効果が長期に及ぶことが考えられるため、その点を考慮した対応が必要となる。
- (28) 修正会計基準第1号第18項の案Aは様々な方法が列挙されているのみであり、20年を上限とした根拠が示されていない。案Bのような20年を上限とした理由について記載すべきである。
- (29) 修正会計基準第1号18項について、のれんの耐用年数の上限を20年にすることに對してコメントが寄せられていることもあり、案Bのように強く主張することに懸念がある。今後の戦略の観点から案Aをベースに記載を検討していくべきであるとする。

(27)から(29)のコメントについて

→審議事項(3)-4のとおり、会計処理を変更せず上限を20年とする理由について、現在行われている国際的な議論を踏まえた記載を追加してはどうか。

【企業会計基準委員会による修正会計基準第2号に関連する意見】

- (30) 修正会計基準第2号第31項の案1については、平均残存勤務期間を個々の退職後給付の支払いのタイミングの代替と考えているが、必ずしも近似しないと考える。案3についてはIASBで議論されたうえで、維持されなかった考え方を引き合いに出すことは戦略上得策とは思えない。したがって案2を支持する。また、これにより、OCIをすべてリサイクリングする根拠として、期間配分という考え方を打ち出していくことが考えられる。
- (31) 修正会計基準第2号第31項の案1はリサイクリング行うトリガーとして個々の従業員への支払いとしているが、その代替として平均残存勤務期間を用いているところが論理的に弱い。一方で案2は金融商品会計を考えると資産側を期間配分することは一般的ではないと考える。両者の案を組み合わせると論理を補強していくことは考えられないか。
- (32) 修正会計基準第2号第31項の案1は、公開草案に対して多くのコメントが寄せられており、確固たる形でコメントに對応できるか疑問である。また、

案2については公開草案における考え方を変更するところまでの合意が得られれば案2を採用することも考えられるが、そこまでではないと考える。現状では積極的に意見を主張することは難しいため、消極的ではあるが案3を支持する。

(30)から(32)のコメントについて

→審議事項(3)-5において確定給付負債又は資産(純額)の再測定をリサイクリング処理する根拠について議論する。

以 上